

国際ボランティア貯金に係る配分団体等の申請 概要及び審査結果について

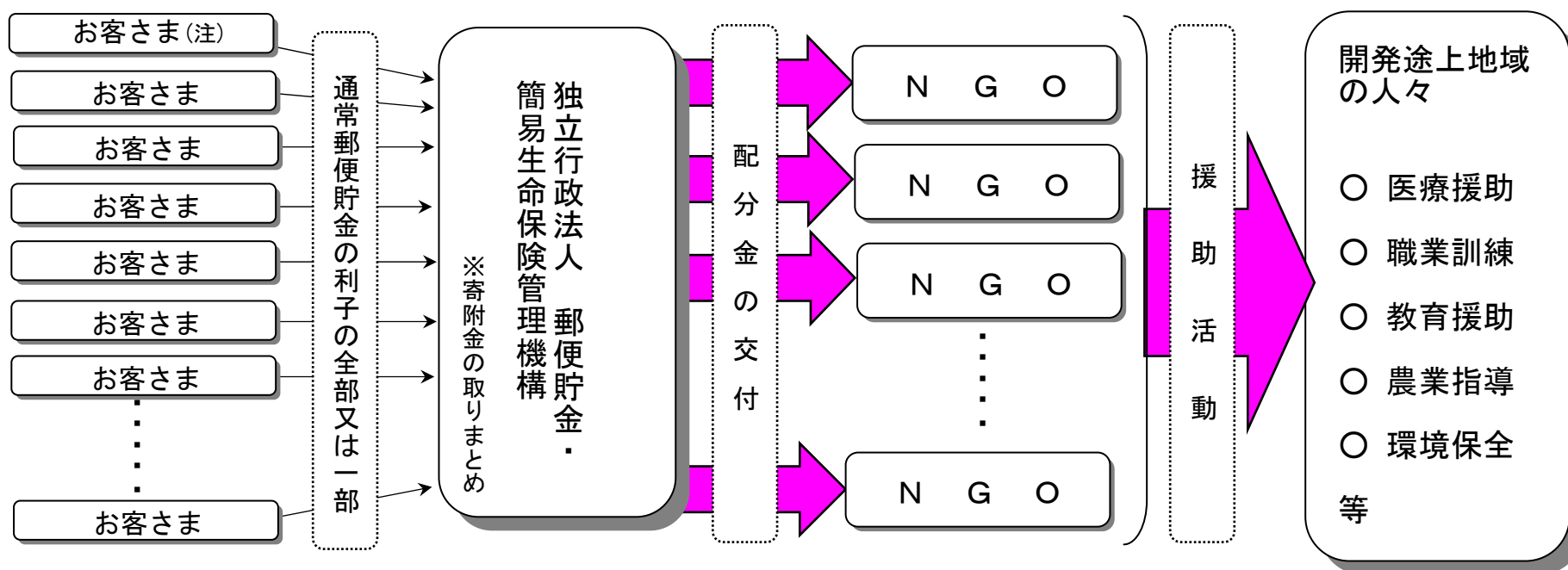
平成 20 年 3 月 12 日
総 務 省

1 国際ボランティア貯金の概要

(1) 目的

預金者から通常郵便貯金の税引き後の受取利子の全部又は一部（20%から 100%までの 10%単位で選択。）を日本郵政公社に寄附委託していただき（民営化後は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が寄附金を引き継ぎ）、海外で活動する民間援助団体（N G O）を通じて、開発途上地域の住民の福祉向上のために活用することによって、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資すること。〔平成 3 年 1 月 4 日取扱開始、平成 19 年 9 月 30 日取扱終了〕

(2) 寄附金の流れ

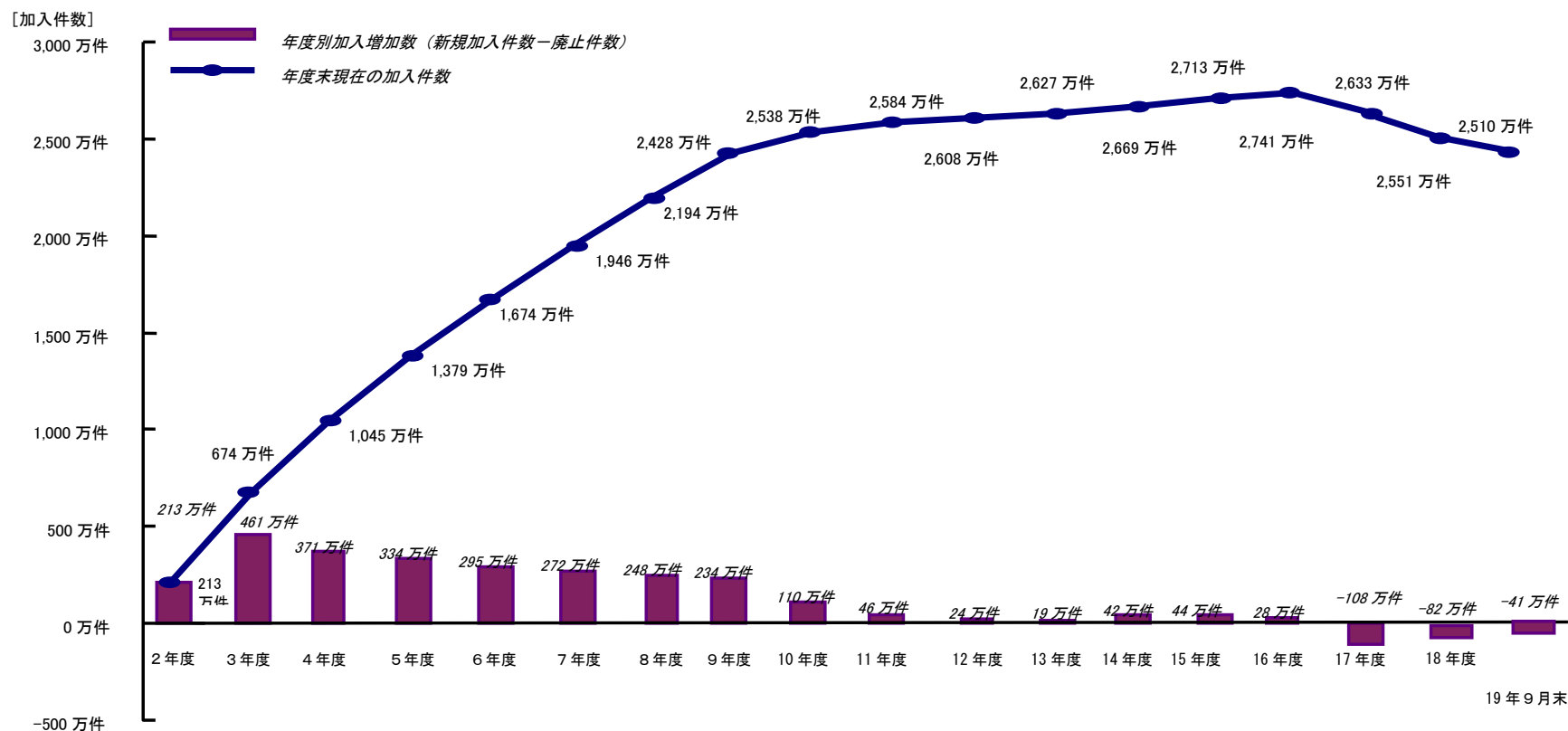


注：旧公社に対して通常郵便貯金の利子の全部又は一部を海外で活動する民間援助団体（N G O）に寄附することを委託した預金者。

2 国際ボランティア貯金の加入状況の推移等

- 国際ボランティア貯金の加入件数については、制度創設当初は順調に増加してきていたが、平成 17 年より行っている通帳の冊数制限に関する取組みを反映し、最近は減少傾向。平成 19 年 9 月末時点の加入件数は約 2,510 万件。
- 昨年度の郵便貯金利率の改定により、預金者の善意である寄附金の発生期間は半期であったのも係わらず増加し、今回は約 13 億 1 千万円（前回約 10 億 5 千万円）となった。

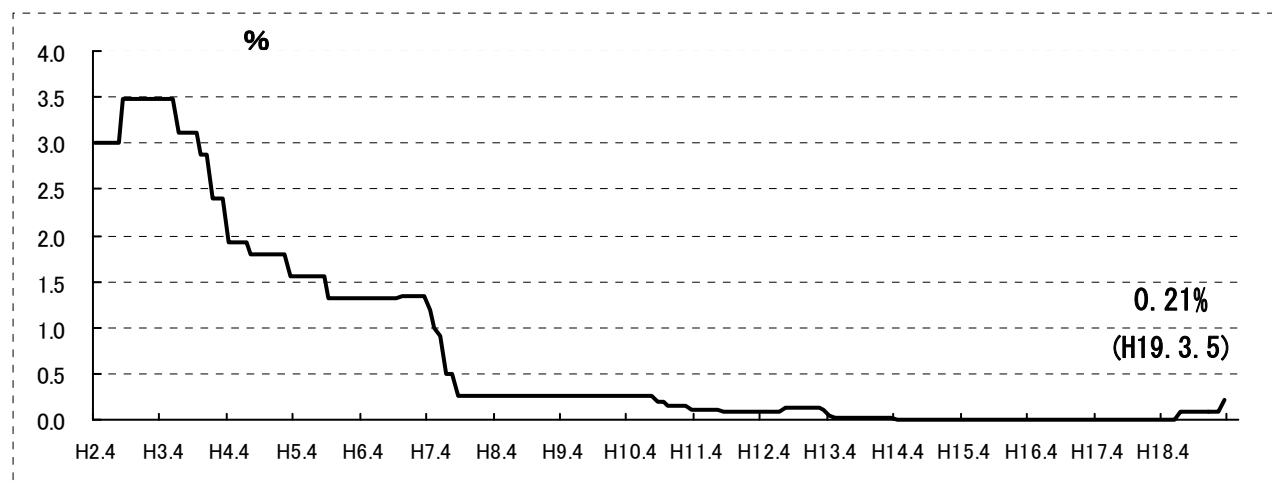
（１）国際ボランティア貯金の加入状況の推移



(2) 国際ボランティア貯金の加入状況の推移

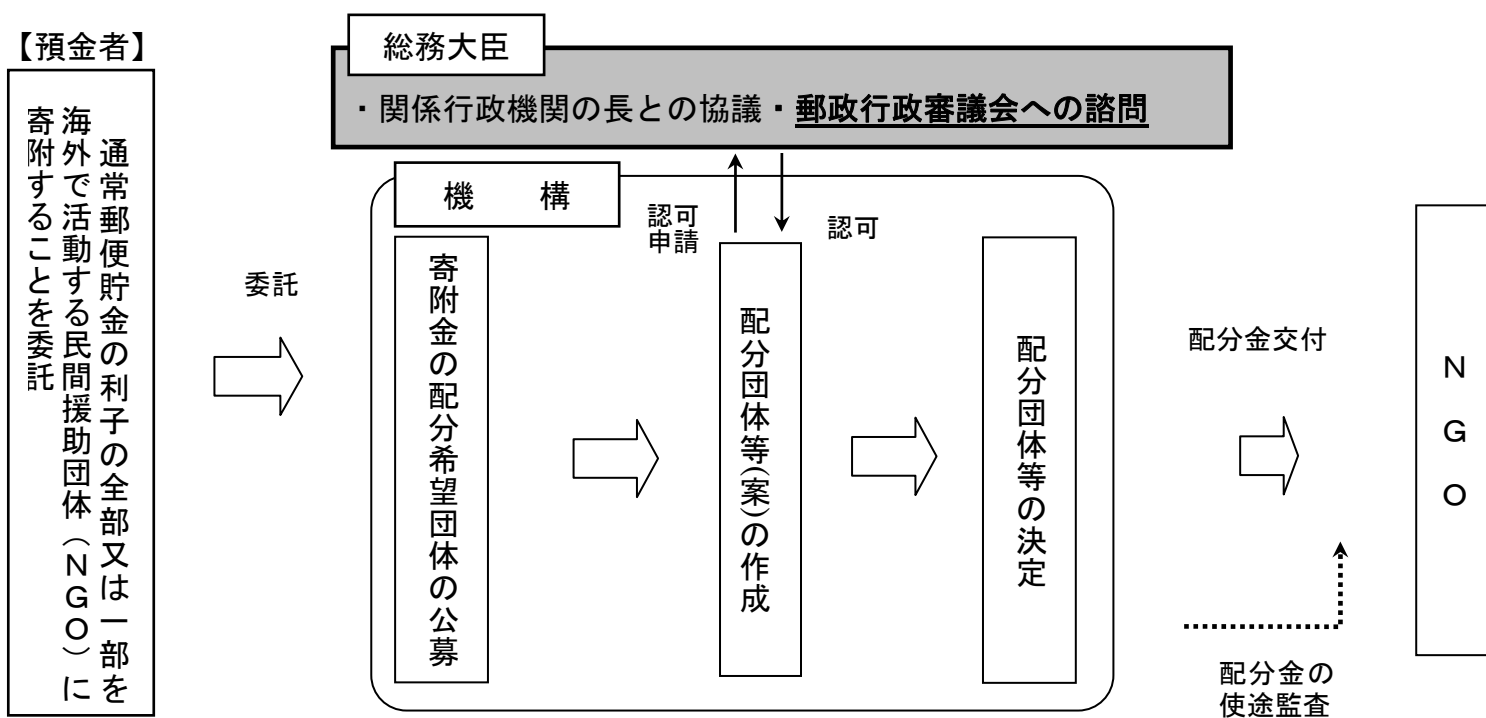
年 度	寄附金発生額	1件当たり平均発生額	年度平均利率
平成2年度	11億 906万円	520.8円	3.26%
平成3年度	27億1,580万円	402.7円	3.06%
平成4年度	24億1,956万円	231.6円	1.85%
平成5年度	25億2,131万円	182.9円	1.45%
平成6年度	30億3,418万円	181.2円	1.33%
平成7年度	14億7,057万円	75.6円	0.52%
平成8年度	9億6,868万円	44.1円	0.25%
平成9年度	12億1,072万円	49.9円	0.25%
平成10年度	11億3,292万円	44.6円	0.20%
平成11年度	5億8,518万円	22.6円	0.09%
平成12年度	7億8,083万円	29.9円	0.10%
平成13年度	1億9,356万円	7.4円	0.02%
平成14年度	5,641万円	2.1円	0.006%
平成15年度	5,308万円	1.9円	0.005%
平成16年度	5,699万円	2.0円	0.005%
平成17年度	5,888万円	2.2円	0.005%
平成18年度	10億5,058万円	41.1円	0.08%
平成19年9月末	13億1,148万円	52.2円	0.21%

〔参考1〕 郵便貯金金利の推移



3 国際ボランティア貯金に係る配分団体等の決定方法

- ・ 旧国際ボランティア貯金法（注）において、国際ボランティア貯金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額並びに配分団体が守らなければならない事項は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が総務大臣の認可を受けて決定。
- ・ 配分団体等の決定に当たっては、機構は、預金者からの委託の本旨に従い、預金者の善意が有効に無駄なく活かされるように注意しながら、法律の趣旨にかなったN G Oに寄附金を配分する義務を負っているところ。



注：郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第23条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律

(参考) 配分対象となる団体及び事業の要件

【配分対象となる団体の要件】

以下の要件全てを満たす団体を配分対象とする。

- ① 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確であること。
- ② 海外援助に関する事業を実施する営利を目的としない民間の団体であること。
- ③ 適正な会計処理が行われていること。
- ④ 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
- ⑤ 過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がないこと。

※ 上記①～②については、団体の定款や規約などにより確認している。

※ 上記②について、海外援助に関する事業を実施する団体であっても、国連機関や地方自治体若しくは国の公的資金により設立された特殊法人などは、配分対象としていない。

※ 上記③については、配分申請書に添付の収支決算書等により確認する。

※ 上記を満たしていても、以下の場合は配分対象とならない場合がある。

- ・ 収支決算書における前年からの繰越収支差額が、配分申請額を大幅に超える団体

※ 配分となる経費

- ① 開発途上地域の住民のために実施する援助事業に直接関わる経費。
- ② 恒常的に要する経費で配分の成果が見えにくいものは対象外（国内事務所の管理運営費等）。
- ③ 申請額の上限は、既配分団体は2,000万円、新規申請団体は200万円（団体の海外援助事業実績が1年未満の団体は100万円）を限度とする。

【配分対象となる事業の要件】

以下の要件全てを満たす事業を配分対象とする。

- ① 援助事業の対象地域の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs) を充足させる事業であること。（※）
- ② 申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
- ③ 申請時点で援助事業の実施方法などの事業計画が明確になっていること。
- ④ 申請団体がスタッフや専門家を援助地域に派遣し、現地の人々と直接顔を合わせ、両者が協力して活動を展開する「お互いの顔の見える援助」であること。
- ⑤ 援助事業の対象地域の住民に技術を指導するなど、当該地域の住民の自立を支援するものであること。
- ⑥ 援助事業の実施期間が配分対象期間内のものであること。
- ⑦ 継続して配分を受けている事業の場合、5年目以下であること。
- ⑧ 活動内容に政治的または宗教的行為（類似行為を含む）が含まれていないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体などの公的な助成機関に重複して申請していないこと。
- ⑩ 事業実施に当たって、現地政府や住民等と十分な調整を行っていること。
- ⑪ 申請時点で、外務省が発表している「海外危険情報」により、事業実施地域について「退避に関する情報」が発出されておらず、現地での活動に対する邦人の十分な安全が確保されていること。

※ ①「BHN [basic human needs] を充足させる事業」とは…

衣食住、水、必要最低限の医療、教育など、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させるなど、開発途上地域の人々の生活改善に直接結びつく内容の事業及び環境保全分野の事業については間接的に生活改善に結びつくもの。

4 国際ボランティア貯金に係る配分団体等の申請概要等

- 平成19年度下期の国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分については、74団体の実施する94事業に対し、総額約4億9,949万円を配分しようとするもの。
- 地域別では、アジアを中心に26か国において事業を実施するNGOに配分され、事業内容別内訳の援助対象者別では、事業数では「子どものため」に実施するものが多く、次いで「農民の自立のため」に実施するものが多い。また、事業内容別内訳の援助分野別では、「医療・衛生」及び「教育」が多くなっている。

(1) 配分原資の状況等

① 寄附金発生額	13億1,148万円
② 前回からの寄附金繰越額	6億0,688万円
③ 必要経費控除額（特に要した費用（注1））	▲113万円
④ 配分原資（①＋②－③）	19億1,723万円
⑤ 配分金額	4億9,949万円
⑥ 必要経費控除予定額（特に要する費用（注2））	839万円
⑦ 配分保留額（④－⑤－⑥）	14億0,934万円

注1：寄附の委託の勧奨等のための費用
 注2：配分金の使途の監査等のための費用
 （ただし、①の額の1.5%（1,967万円）
 が法定上限額（法第4条第2項））

注：計数は、切捨ての関係で一致しない場合がある。

(2) 配分の概要等

① 配分団体等の概要

		19年度下期	(参考) 19年度上期
申 請	団体数	81団体	99団体
	事業数	102事業	123事業
	金 額	約6.9億円	約6.9億円
配 分	団体数	74団体	81団体
	事業数	94事業	103事業
	金 額	4億9,949万円	4億7,870万円

② 配分内訳

ア 地域別内訳

事業実施国：アジアを中心に26か国

アジア	16か国	82事業	4億5,277万円 (90.7%)
アフリカ	5か国	5事業	2,066万円 (4.1%)
中近東	2か国	3事業	1,561万円 (3.1%)
中南米	2か国	3事業	681万円 (1.4%)
欧州	1か国	1事業	364万円 (0.7%)
[計]	26か国	94事業	4億9,949万円 (100.0%)

イ 事業内容別内訳

援助対象者別では、事業数では「子どものため」に実施するものが多く、次いで「農民の自立のため」に実施するものが多い。

援助分野別では、「医療・衛生」及び「教育」が多い。

[主たる援助対象者からみた分類]		
・子どものため	23事業	1億3,259万円
・農民の自立のため	17事業	7,244万円
・女性の自立のため	7事業	4,597万円
・難民のため	3事業	1,602万円
・災害による被災民（難民関係を除く）のため	2事業	319万円
・その他、住民一般を対象	42事業	2億2,928万円
[計]	94事業	4億9,949万円

[主たる援助分野からみた分類]		
・医療・衛生	31事業	1億6,677万円
・教育	18事業	1億124万円
・職業訓練・技術指導	15事業	6,275万円
・農業指導等農村開発	14事業	5,933万円
・生活改善一般	10事業	6,353万円
・環境保全	6事業	4,587万円
[計]	94事業	4億9,949万円

〔参考〕 寄附金発生額が増加したことによる機構の取組

○ ボランティア団体に対する周知強化

報道発表等のほかに、過去 11 年間の配分団体に対し、事前説明会への参加の案内状を送付等の取組みを実施

5 国際ボランティア貯金寄附金の申請・配分状況（一般援助分）

区別	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成19年度 下期（予定）
申請団体数	103 団体	284 団体	341 団体	319 団体	319 団体	345 団体	334 団体	305 団体	263 団体	263 団体	228 団体	210 団体	131 団体	91 団体	73 団体	66 団体	99 団体	81 団体
申請事業数	180 事業	478 事業	524 事業	517 事業	464 事業	442 事業	403 事業	349 事業	306 事業	305 事業	261 事業	228 事業	131 事業	91 事業	73 事業	66 事業	123 事業	102 事業
申請金額	約18 億円	約69 億円	約70 億円	約67 億円	約57 億円	約40 億円	約31 億円	約23 億円	約22 億円	約16 億円	約13 億円	約10 億円	約3.8 億円	約2.4 億円	約1.7 億円	約1.5 億円	約6.9 億円	約6.9 億円
申請事業実施国数	52 か国	71 か国	76 か国	67 か国	78 か国	75 か国	72 か国	72 か国	61 か国	63 か国	55 か国	47 か国	39 か国	31 か国	31 か国	17 か国	37 か国	37 か国
配分団体数	102 団体	185 団体	185 団体	197 団体	235 団体	223 団体	209 団体	204 団体	202 団体	198 団体	172 団体	137 団体	88 団体	64 団体	53 団体	38 団体	81 団体	74 団体
配分事業数	148 事業	250 事業	240 事業	261 事業	305 事業	264 事業	239 事業	234 事業	237 事業	225 事業	193 事業	150 事業	88 事業	64 事業	53 事業	38 事業	103 事業	94 事業
配分金額	913,580 千円	2,326,364 千円	2,185,633 千円	2,362,724 千円	2,810,747 千円	1,575,689 千円	1,061,905 千円	1,242,275 千円	1,180,238 千円	650,412 千円	666,464 千円	341,028 千円	142,667 千円	101,770 千円	86,034 千円	70,268 千円	478,704 千円	499,495 千円
事業実施国数	48 か国	49 か国	58 か国	56 か国	61 か国	57 か国	50 か国	52 か国	50 か国	51 か国	45 か国	36 か国	30 か国	27 か国	22 か国	17 か国	36 か国	26 か国
アジア	21 か国	19 か国	20 か国	18 か国	18 か国	18 か国	15 か国	15 か国	15 か国	16 か国	15 か国	15 か国	14 か国	15 か国	15 か国	12 か国	15 か国	16 か国
中近東	3 か国	5 か国	5 か国	5 か国	4 か国	4 か国	4 か国	4 か国	5 か国	5 か国	4 か国	2 か国	0 か国	1 か国	1 か国	0 か国	3 か国	2 か国
アフリカ	14 か国	11 か国	15 か国	15 か国	20 か国	17 か国	17 か国	17 か国	18 か国	18 か国	15 か国	11 か国	8 か国	7 か国	2 か国	2 か国	11 か国	5 か国
太平洋	2 か国	3 か国	4 か国	5 か国	3 か国	3 か国	3 か国	1 か国	0 か国	2 か国	2 か国	0 か国	0 か国	0 か国	0 か国	0 か国	1 か国	0 か国
中南米	7 か国	8 か国	10 か国	7 か国	10 か国	9 か国	6 か国	7 か国	7 か国	4 か国	5 か国	4 か国	4 か国	3 か国	3 か国	3 か国	5 か国	2 か国
欧州	1 か国	3 か国	4 か国	6 か国	6 か国	6 か国	5 か国	8 か国	5 か国	6 か国	4 か国	4 か国	4 か国	1 か国	1 か国	0 か国	1 か国	1 か国

6 「配分団体が守らなければならない事項」の概要

- ・ 配分団体が守らなければならない事項として、配分金の使途の適正の確保に資することを目的とする事項が規定されている。

【定められている事項の主な内容】

① 配分金の使途の制限

- ・ 配分金は、機構が配分を決定した援助事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと。

② 実施計画の変更等

- ・ 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならないこと。
 - ・ やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、機構の承認を受けなければならないこと。
- 等

③ 配分金の経理等

- ・ 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならないこと。
 - ・ 援助事業が終了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに余剰金を返還しなければならないこと。
- 等

④ 配分金に係るものであることの表示等

- ・ 配分金に係る設備等には、寄附金によるものであることを表示しなければならないこと。
- 等

⑤ 完了報告

- ・ 配分金に係る援助事業が完了したときは、速やかに機構に報告しなければならないこと。

⑥ その他

- ・ 不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構に当該配分金を返還しなければならないこと。

7 審査結果

当該申請は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 21 条により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が設けた審査基準による機構内の審査等を経て、総務省に申請があったものである。

総務省でその審査基準、審査基準に基づく審査のあり方、そして機構法第 22 条に基づき機構が設けた「配分団体が守らなければならない事項」について検証したところ、以下のとおり、審査基準は適正なものであること、また、申請された平成 19 年度下期の国際ボランティア貯金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額（以下「配分額」という。）については、適正な審査内容によって団体が選ばれ、配分が決定していること、さらに、配分団体が守らなければならない事項については、その内容が整備法の規定に適合するものであること等から、当該申請に係る機構の審査は適当であると判断される。したがって当該申請は認可することが適当と認められる。

I 配分団体及び配分額

※ 下表で使用する法令名については、以下のとおりとする。

- ・ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法令の整備に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）第 2 条第 6 号の規定により廃止される前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号）
→ 旧郵便貯金利子寄附委託法
- ・ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法令の整備に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）第 2 条第 1 号の規定により廃止される前の郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）
→ 旧郵便貯金法

関連条文	審査結果	理 由
【整備法附則第 21 条第 1 項前段】 機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項の委託があった通常郵便貯金（旧郵便貯金法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 1 項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第 1 項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 2 項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第 5 条及び第 6 条第 2 項（附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の金額の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する<u>民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第 1 条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体</u>（以下この項において「配分団体」という。）<u>及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。</u> ※旧郵便貯金利子寄附委託法第 1 条 この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を日本郵政機構に委託する制度を実施することを目的とする。 ※旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項 郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法	適	1 配分団体及び配分額に係る審査基準 機構では、整備法附則第 21 条第 1 項前段の規定を踏まえ、配分団体に係る審査基準及び配分額に係る審査基準をあらかじめ定めている。 （１）配分団体に係る審査基準 配分団体に係る審査基準は「Ⅰ 形式検査」、「Ⅱ 団体要件」、「Ⅲ 事業要件」を骨子としており、主な確認項目として次のようなものが挙げられる（詳細は別添 1「チェックシート」参照）。 - 必要書類の全てが提出されていること （Ⅰ 形式検査） - 海外援助に関する事業を実施する非営利民間団体であること （Ⅱ 団体要件） - 地域実態を踏まえた BHN（基礎的生活分野）を充足に資する事業であること （Ⅲ 事業内容） なお、これら確認項目は、整備法附則第 21 条第 1 項前段に規定中の「旧郵便貯金利子寄附委託法第 1 条の目的に適合」するものと認められる。 （２）配分額に係る審査基準 機構では、上記（１）の審査で適正と認められた団体の事業について、配分申請額を費目別に分類して査定を行うとともに、過年度の事業評価等を勘案して配分額を決定することとしている（詳細は別添 3「配分団体ごとの配分すべき額の算出方法」参照）。 なお、この配分方法で決定された金額は、整備法附則第 21 条第 1 項前段に規定中の「民間海外援助事業の実施に必要な費用」に当たり、本審査基準は適切なものであると認められる。 2 配分団体及び配分額の決定 機構は、配分申請を行った 81 団体のうち、上記 1（１）の審査基準を

関連条文	審査結果	理 由
律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であって元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、<u>民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助</u>（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。		満たすことが確認されたのは 74 団体について、上記 1（2）の配分方法に基づき配分額を決定しており、適正な手続に則って配分団体及び配分額を決定していると認められる（詳細は別添 2 参照）。 なお、機構において、上記 1（1）の要件を満たさないものとして、総務省に認可申請がなされなかった 7 団体については、提出された書類等から上記 1（1）中「Ⅲ事業要件」等に合致しない項目があることが確認されたため非配分としており、その判断は妥当なものと認められる。
【整備法附則第 21 条第 1 項後段】 <u>機構は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため機構において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（旧郵便貯金利子寄附委託法第 5 条（附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の 100 分の 1.5 に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため機構において特に要する費用の額を差し引くことができる。</u>	適	機構においては、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のために特に要した費用として、寄附金集計事務に係る人件費を計上しているが、その積算から妥当なものと認められる。 また、寄附金の管理並びに配分に係る寄附金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用として、監査旅費及び配分結果に関する調査委託費等を計上しているが、当該費用は、整備法附則第 21 条第 1 項後段に定める上限額の範囲内となっており、妥当なものと認められる。

Ⅱ 配分団体が守らなければならない事項

関連条文	審査結果	理 由
【整備法附則第 22 条第 1 項】 機構は、配分金（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の用途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。	適	機配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の用途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するものが定められており、配分金の用途の適正を確保するものであることから、整備法附則第 22 条第 1 項の規定に適合し、妥当なものと認められる。

8 今後のボランティア貯金の取扱いについて

現在発生している配分金

- ・ 本審議会において配分先等を決定し、残額については翌期以降の配分原資とする。

平成20年4月1日以降の取扱い

- ・ 上記配分原資の残額は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が引き続き配分を行う。

③ 配分金の経理等

- ・ 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならないこと。
 - ・ 援助事業が終了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに余剰金を返還しなければならないこと。
- 等

④ 配分金に係るものであることの表示等

- ・ 配分金に係る設備等には、寄附金によるものであることを表示しなければならないこと。
- 等

⑤ 完了報告

- ・ 配分金に係る援助事業が完了したときは、速やかに機構に報告しなければならないこと。

⑥ その他

- ・ 不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構に当該配分金を返還しなければならないこと。